

平成30年分

消費税確定申告（経理、記帳）相談会

消費税率が平成26年4月より8%に引き上げられております。経過措置により旧税率の5%が適用される場合がございます。平成26年4月以降でも5%の取引があればその旨を必ず、帳簿に記載してください。ご不明な方は契約書・請求書・領収書等をご持参ください。

*原則 平成29年1月～12月→8%

平成28年分の売上(課税売上)＝基準期間の売上が1,000万円超の事業者の方は、平成30年分(課税期間)の収支決算に基づいて消費税確定申告が必要となります。あきる野商工会では所得税の確定申告終了後、下記のとおり消費税確定申告(経理、記帳)相談会を開催いたしますので、該当される方は、ご来会くださいますようお願い申し上げます。

記

開催場所	あきる野商工会 本所 あきる野ルピア3階	あきる野市役所 五日市出張所 2階 第3研修室
開催日	平成31年3月20日(水) 平成31年3月22日(金)	平成31年3月22日(金)
所在地	秋川1-8 (あきる野ルピア3階)	五日市411 (あきる野市役所 五日市出張所内)

●開催時間 各日とも10～12時・13～16時(受付は、30分前まで)です。

ご注意

所得税の確定申告期間は3月15日(金)迄

消費税の確定申告期間は4月1日(月)迄ですのでご注意ください。

◎ご来会される際、次の資料等をご用意してください。

- ①平成30年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)
- ②平成30年分総勘定元帳(一般課税事業者)
- ③平成29年分消費税確定申告書の控(対象者)
- ④平成29年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の控
- ⑤平成28年分消費税確定申告書の控(対象者)
- ⑥平成28年分所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の控
- ⑦印鑑

税務署から届いた書類は全てご持参下さい。なお、本年より所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得税確定申告書、消費税確定申告書及び付表等は送られてこない予定です。代わりに税務署より『お知らせはがき』または『お知らせ通知』が送られてきます(予定)。

ご相談の際にはこちらを必ずご持参頂きますようお願い致します。尚、申告書等必要書類に関しましては、当会にてご用意しております。

お問合せは **あきる野商工会** 本 所 Tel 559-4511
五日市支所 Tel 596-2511